ふれあいの教育

― 一人ひとりの学びや育ちのために ―

世田谷区教育委員会

このマークは目の不自由な方のための音声コード「Uni-Voice」です。スマホアプリ「Uni-Voice Blind」や専用の読み取り装置で読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

はじめに

1 世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念

世田谷区は、すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、自分らしく学校生活を送ることのできる「インクルーシブ教育」をこれまで以上に推進していくため、「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を令和７年３月に策定しました。

世田谷区のインクルーシブ教育は、「誰一人取り残さない教育」を実現し、すべての子どもの学びの権利を保障することを基本理念としています。年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害などに関わらず、あらゆる背景を持つ子どもたちに、その成長に応じた適切な支援と教育に取り組んでいきます。

2 教育委員会の取り組み

教育委員会では、インクルーシブ教育を推進するために、以下の５つの重点取り組みを実施しており、これらの取り組みにより、学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できる土台づくりを進めています。

重点取組み１ 保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推薦
一人ひとりの学びを支える一体となった環境や制度を整備する。

重点取組み２ 学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化
学校現場への支援体制を拡充する。
子どもたちに適切な支援ができるように人的支援の強化を行う。

重点取組み３ 教職員・支援員等への専門研修の充実
教職員や支援員等にインクルーシブ教育の実践に必要な研修を行う。

重点取組み４ 各学校に応じた環境整備の推進
合理的配慮のもとに子どもたちに適切な支援ができるように環境整備を行う。

重点取組み５ 教育委員会事務局職員の理解促進
教職員だけでなく、教育委員会事務局職員の理解促進を図る。

参考：せたがやインクルーシブ教育ガイドライン～子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？
共に学び、共に育つ教育をめざして～（世田谷区教育委員会　令和７年３月）

3 インクルーシブ教育と就学相談

世田谷区は、地域の学校で学べる体制を目指しています。特別支援学校や特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室、通常の学級等では、個々の状態や発達段階に応じ、きめ細やかな指導を進めています。

学校生活を送る上で、障害や発達上の特性があるために特別な配慮が必要になるお子さんがいるため、障害や発達上の特性のあるお子さんの、一人ひとりの教育的ニーズに応えています。教育委員会では早期からの教育相談や就学相談を行っています。お子さんにとって望ましい支援や就学先について一緒に考え、お子さん一人ひとりの成長を支え、安心して学校生活を送ることができるよう進めてまいります。

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1）
1．就学相談とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2）
2．就学相談の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（3）
3．就学相談の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（4）
4．就学先と障害のめやす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（5）
5．特別支援学級等案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（6）
6．現在、小・中学校の通常の学級に通っているお子さんの相談　（8）
7．特別支援学級等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（9）
8．通級指導学級（難聴学級、言語障害学級）の通級区域・・・（11）
9．世田谷区内と周辺地域の都立特別支援学校・・・・・・・・・（12）
10．特別支援学級等マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（13）
11．教育総合センター案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・（14）
12．教育相談室（分室）案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・（15）
13．学校生活の様子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（16）

1．就学相談とは

就学相談とは、障害や発達上の特性のあるお子さんの教育のために、保護者と教育委員会が行う就学に向けた相談で、お子さんが生き生きと、学校生活を楽しみながら力を発揮できる就学先はどこなのか、どのような支援が必要なのか等、保護者の方と一緒に考えていくものです。

就学相談は、次のページからの「2.就学相談の基本的な流れ」で進めていきますので、お子さんが安心して学校生活を送ることができるように、就学相談をご利用ください。また、お子さんの様子で気になることがございましたら、下記までご相談ください。

※相談の申し込み、問い合わせ先

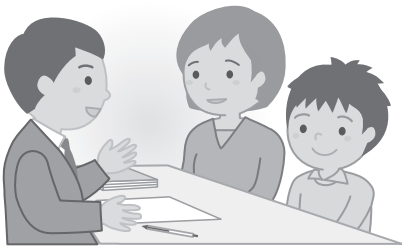

〒154 - 0023　世田谷区若林5-38-1
教育総合センター1階　統合事務室受付
世田谷区教育委員会　支援教育課　支援教育担当

電話　03－6453－1514
FAX　03－6453－1534

2．就学相談の基本的な流れ

1 初就学・進学相談 ～来年度、就学・進学を迎えるお子さんの場合～

流れ	内容	時期
1 支援教育担当へホームページからオンライン等で申し込み	区のホームページからオンラインでお申し込みください。 （在籍校・園等からの申し込みは不可） ☎０３－６４５３－１５１４	小学校就学相談 ●4月15日～10月末 中学校進学相談 ●4月15日～6月末 までにお申し込みください。 ※上記までにお申込いただければ3月31日までに相談を終了することができます。
2 教育委員会から就学相談書類（就学支援ファイル）の送付	お子さんの様子や就学先のご希望等をご記入いただく書類（就学支援ファイル）を送付します。	随時
3 面談・発達検査	保護者の方は就学相談員と面談を行い、お子さんは心理相談員による発達検査等を行います。 これまで発達検査を実施したことがある方は実施時期等により検査を行わない場合があります。個々の状況に応じて実施します。	随時
4 専門委員会への参加	保護者の方は就学相談担当職員との面談を行います。 お子さんは、小・中学校教員と小集団で活動します。	＜小学校就学児童＞ ●6月～2月まで （日時は教育委員会で調整します） ＜中学校進学児童＞ ●7月～2月まで （日時は教育委員会で調整します）
5 就学支援委員会	3、4のお子さんの様子や状況を元に、心理、教育、医学の専門的知識を有する委員で話し合い、お子さんにとって望ましい支援や就学先について検討します。	●7月～3月まで月1回～2回開催（8月を除く）
6 保護者への連絡・相談	5で検討した結果を教育委員会から保護者の方へお伝えします。	●就学支援委員会開催後 ※都立特別支援学校への就学・進学を希望する場合は、この後東京都教育委員会にて相談を継続します。
7 就学通知の送付	教育委員会からの就学通知は、原則として1月31日までにお送りします。	

※3と4は順番が入れ替わる場合があります。
※都立特別支援学校のみの就学をご希望の方は、上記の流れと異なります。
※5の結果で自閉症・情緒障害学級への就学が望ましいとの結果になり、就学を希望される場合は、区指定の様式「医師の診察記録」を提出していただきます。

3．就学相談の詳細

1 支援教育担当への申込み

就学相談を希望する保護者の方は、支援教育課のホームページからオンラインにて申し込みください。

オンラインでの手続きが難しい場合は、お電話でも申し込みが出来ます。所要時間は15～20分程度かかります。

就学相談の基本的な流れを説明させていただき、お子さんの普段のご様子、保護者の方のお考え、希望する就学先等を伺います。その際、過去に受けた発達検査の結果や医師の診断書をお持ちの方はお手元にご用意ください。

2 就学相談書類の送付

1の受付終了後、就学相談に必要な書類（就学支援ファイル）をご自宅に郵送いたします。必要事項をご記入の上、返送してください。相談書類が到着した後、お越しいただく面談日・面談場所等についてご案内いたします。

※過去に医療機関等で発達検査を行ったことがある場合は、発達検査結果の写しを同封してください。また、愛の手帳や身体障害者手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方は写しを同封してください。

3 相談員との面談

区内にある各教育相談室を会場にして、面談を実施します。保護者の方は、就学相談員との面談を行い、今までのお子さんの様子やご心配なこと、支援や就学先のご希望やお考え等をお伺いしながら、検討するために必要な情報をお知らせします。お子さんは、心理相談員による発達検査等を通して、お子さんの状況を客観的に把握し、心理の専門家の視点からお子さんにとって望ましい支援や就学先を考えます。

※お子さんのこれまでの様子や成育歴をお伺いしますので、母子手帳等があればご持参ください。

※これまでに実施している発達検査の結果や時期によって検査を行わない場合があります。

4 専門委員会への参加

教育総合センター等で実施します。保護者の方は、就学相談担当職員と面談を行い、今後の予定や希望を確認します。お子さんは、小・中学校教員等と小集団での活動を通して、お子さんの状況を把握し、お子さんにとって望ましい就学先を考えます。

5 就学支援委員会

日常のお子さんの様子、保護者の方の意向、3、4でのお子さんのご様子をもとに、医師、小・中学校長、心理相談員、小・中学校の教員等で話し合い、お子さんにとって望ましい支援や就学先について考えます。

6 保護者への連絡・相談

5で検討した結果を保護者の方へお伝えします。お子さんの様子から、ご希望と異なる種別の就学先や支援方法をご提案する場合や、学校見学や体験入学をお勧めする場合もあります。必要に応じて、継続して相談を行います。

なお、結果はお電話でお知らせした上で書面をご送付します。

4．就学先と障害のめやす

● 特別支援学校が対象とする障害の程度

（東京都教育委員会『就学相談の手続き』より一部抜粋）

下記の障害の程度に該当する者のうち、市区町村の教育委員会が、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者 → 特別支援学校に就学することが可能

視覚障害

- ①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満
- ②視力以外の高度の視機能障害

→ 拡大鏡等によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難

聴覚障害

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上 → 補聴器等によっても通常の話声の理解が不可能又は著しく困難

知的障害

①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助が必要

②上記の程度に達しない場合 → 社会生活への適応が著しく困難

肢体不自由

①補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難

②上記の程度に達しない場合 → 常時医学的な観察指導が必要

病弱・身体虚弱

- ①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患等の病弱者
- ②身体虚弱者

→ 継続して医療（又は生活規制）が必要

● 特別支援学級(固定学級)が対象とする障害の程度

知的障害

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活で一部援助が必要な方

肢体不自由

補装具によっても歩行や筆記等の日常生活においての基本的な動作に軽度の困難がある方

自閉症・情緒障害

知的発達の遅れがなく自閉症や情緒障害により、通常の学級での学習や活動が困難で常時小集団での指導が必要な方

● 通級指導学級・特別支援教室が対象とする障害の程度

弱視、難聴・言語障害、情緒障害や発達のかたよりのあるお子さんなど**(P7参照)**

市区町村教育委員会は、障害のあるお子さんや、発達上の特性に応じた指導や配慮が必要なお子さんについて、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況等を勘案し、お子さんが生き生きと力を発揮できる就学先はどこか、どのような支援が望ましいのかなど、保護者の方と一緒に考えます。

なお、就学先決定後も、お子さんの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に教育環境の見直しをしていきます。

5．特別支援学級等案内

世田谷区立小・中学校に設置されている特別支援学級は、固定学級（知的障害／肢体不自由／自閉症・情緒障害）と通級指導学級（難聴／言語障害／弱視）及び特別支援教室があります。

障害や発達上の特性がある児童・生徒の状態等は多様であり、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援が必要です。

児童・生徒の発達段階や状態等に応じた個別指導計画や、関係機関が連携・協力して必要な支援を行うための個別の学校生活支援シート（教育支援計画）を作成し、保護者との連携を密に取りながら指導や支援を行っています。

1 固定学級

特別支援学級の設置校に在籍して毎日通う学級で、世田谷区立小・中学校では知的障害学級と肢体不自由学級と自閉症・情緒障害学級を設置しています。

固定学級は、学級編制上、１学級の児童・生徒数が８名で、少人数のグループでの学習を実施したり、調理や栽培、買い物などの日常生活に即した活動も取り入れたりしています。

また、交流や共同学習では、通常の学級の児童・生徒と、学校行事や休み時間などで共に活動したり、お子さんの個々の様子に応じて一部の教科を共に学びます。

(1) 知的障害学級（知的発達に遅れのある児童・生徒の学級）

日常生活の指導やからだづくり、表現力を高め、心を豊かにする学習をしています。

知的障害学級の教育課程は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて行われますので、各教科・特別の教科・道徳・特別活動は通常の学級と同様に実施されます。

なお、障害のある児童・生徒の実態により、特に必要がある場合には、特別な教育課程を編成することが出来るようになっています。そのため、児童・生徒の障害による学習上や生活上の困難を改善・克服することをねらいとした「自立活動」の領域を実施することができます。

(2) 肢体不自由学級（運動・動作に障害のある児童・生徒の学級）

肢体不自由学級の教育課程は、原則として小・中学校に準ずることになっていますので、各教科・特別の教科・道徳・特別活動は小・中学校と同様とすることが原則です。更に、運動機能や、日常の基本的な生活訓練などに関することも学習しています。

健康で安全な生活を送れるように十分に配慮するとともに、基礎体力の維持・向上、多様な身体機能の保持などに努めています。

(3) 自閉症・情緒障害学級（自閉症又はそれに類する障害のある児童・生徒）

全般的な知的発達の遅れがなく、自閉症や東京都が示している情緒障害等の項目に該当する方で、特別支援教室での指導では十分に成果をあげることが難しく、常時少人数の環境が必要な児童・生徒のための学級です。小集団の中で、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。

自閉症・情緒障害学級の教育課程は、原則として、小・中学校に準ずることになっていますので、各教科・特別の教科・道徳・特別活動は小・中学校と同様とすることが原則です。更に、教科の学習のほか、個々の特性や状態に応じた集団適応や対人関係の安全を図り、社会参加に向けた資質を養うための「自立活動」を行います。

2 通級指導学級

通級指導学級（弱視・難聴・言語障害）では、全般的に知的発達に遅れがなく、通常の学級に籍を置くお子さんが、必要な指導を受ける場です。通常の学級の集団生活におおむね参加できるものの、障害や発達上の特性に応じた特別な指導を必要とする児童・生徒を対象としています。

世田谷区立小・中学校では、お子さんの状態に応じ、以下の通級指導学級を設置しており、お子さんは通級指導学級が設置された学校に通い指導を受けます。

(1) 弱視学級（視覚に障害のある児童）

拡大文字教材、使いやすく工夫された教具、ルーペや単眼鏡などのレンズ類、拡大読書器などを必要に応じて使用しながら、上手な目の使い方、教具の扱い方などを学習しています。また、通常は個別指導ですが、月１回通級指導を受ける児童全員が集まって交流し、友達との関わり方を学んだり、個別指導での内容を総合的に学んだりしています。

(2) 難聴学級（きこえ〈聴覚〉に障害のある児童・生徒）

補聴器、人工内耳、デジタル補聴システム等の活用を促したり、音や語音を聞きとる力を伸ばしたりするための指導を行っています。また、正しい発音やイントネーションで話す力、ことばの力を伸ばす学習もしています。必要な支援を受けながら、在籍校での学習を理解していけるよう、指導しています。

個に応じた個別指導が中心ですが、必要に応じてグループ指導を行っています。

(3) 言語障害学級（ことば〈言語〉に障害のある児童）

発音の誤り、吃音、ことばの発達の遅れについての指導や支援を行っています。

ことばの聞き分け、発語器官の働きを高めるための練習、よりなめらかに話す練習や周囲への働きかけ方、語いを増やし、ことばで表現する力を伸ばす学習をしています。

個に応じた個別指導が中心ですが、必要に応じてグループ指導を行っています。

3 特別支援教室（発達障害や情緒障害のある児童・生徒）

特別支援教室とは、全般的な知的発達の遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加できているお子さんが対象となり、発達障害など（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の可能性や情緒の発達に偏りがあるなど、発達上の特性があるお子さんのための学びの場で、コミュニケーションスキル向上などの指導を行う教室です。個別指導や小集団指導を通じて、クラス活動で自信を持ち、落ち着いて学校生活を送れることを目指しています。

なお、特別支援教室（世田谷区では「すまいるルーム」と呼んでいます）は、小学校は１～３校、中学校は３～５校を一つのグループとし、その中に一つの拠点校を設け、拠点校に配置された教員がグループ内の学校を巡回して指導しています。

6．現在、小・中学校の通常の学級に通っているお子さんの相談

1 特別支援教室（すまいるルーム）を利用するまでの流れ

申し込みにあたっては、事前に在籍している学校の先生へ利用申込をする旨をお伝え下さい。

流れ	内容
1 支援教育担当へホームページからオンライン等で申し込み	区のホームページからオンラインでお申し込みください。 (在籍校からの申し込みは不可) ☎０３－６４５３－１５１４ ※在籍の学校に対し申し込みがあった旨をお伝えします。
2 教育委員会から就学相談書類（就学支援ファイル）の送付	お子さんの状況や様子等についてご記入いただく書類（就学支援ファイル）を送付します。 ※オンライン申し込みの場合、省略出来る場合があります。
3 発達検査	心理相談員によるお子さんの発達検査（WISC-IV等）を行います。 ※保護者の方との面談はございません。 ※これまで発達検査を実施したことがある方は実施時期等により検査を行わない場合があります。個々の状況に応じて実施していきます。
4 小学校：校内委員会 中学校：利用相談会	学校は、1の相談を受け、普段のお子さんの学校生活の様子を見取り、小学校は、校内委員会を開き学校として考え、中学校は、中学校の特別支援教室の教員と小集団で活動を行います。
5 特別支援教室利用支援委員会等	3と4のお子さんの状況や様子を元に、心理、教育、医学の専門的知識を有する委員で話し合い、お子さんにとって必要な支援の方法について考えます。

※3と4は順番が入れ替わる場合があります。
※5の結果で自閉症・情緒障害学級への就学が望ましいとの結果になり、就学を希望される場合は、区指定の様式「医師の診察記録」を提出していただきます。

2 通級指導学級（弱視・難聴・言語）を利用するまでの流れ

現在、小・中学校の通常の学級に通っているお子さんの、通級指導学級の弱視（目の教室）、難聴（きこえの教室）、言語障害（ことばの教室）の利用については、直接各学級（９ページ参照）にご相談ください。

3 転学相談

通常の学級と特別支援学級間の転籍、特別支援学校等へ転校するための相談（転学相談）については、お子さんの状況によりご相談の流れが異なりますので、10月末までに支援教育担当へ直接お問い合わせください。

7．特別支援学級等一覧

（令和７年４月１日現在）

●小学校

学級種別		学校名	学級名	所在地	最寄駅・バス停	学校代表電話	学級専用電話
特別支援学級（固定）	知的障害	三宿	わかば学級	三宿 1-12-6	東急バス、小田急バス「三宿」「昭和女子大」歩5分	3411-8456	3411-8458
		世田谷	仲よし学級	宮坂 1-38-4	世田谷線「宮の坂」歩4分、小田急線「豪徳寺」歩6分	3420-7241	3420-7243
		松沢	くすのき学級	赤堤 4-44-22	京王線、世田谷線「下高井戸」歩1分	3323-0441	3323-0444
		旭	ひまらや学級	野沢 1-4-3	東急バス、小田急バス「野沢銀座」歩3分、「上馬」歩10分	3424-1337	3424-8108
		経堂	わかば学級	桜上水 1-23-3	小田急線「経堂」歩10分、京王線「桜上水」歩20分	3420-3278	3420-3270
		弦巻	6　く　み	弦巻 1-9-18	世田谷線「世田谷」歩7分	3428-0187	3428-0180
		山崎	仲よし学級	梅丘 3-9-1	小田急線「梅ヶ丘」歩8分	3420-7341	3420-7343
		奥沢	わかば学級	奥沢 3-1-1	目黒線「奥沢」歩6分、東横線「田園調布」歩10分	3727-3535	3727-1394
		尾山台	けやき学級	尾山台 3-11-1	大井町線「尾山台」歩5分	3701-2183	3703-4381
		桜町	わかくさ学級	用賀 1-5-1	東急バス「桜町高校前」歩3分、田園都市線「用賀」歩12分	3703-0161	3703-0164
		瀬田	そよかぜ学級	瀬田 2-15-1	東急バス「瀬田環八口」歩4分	3700-3345	3700-3363
		用賀	わかたけ学級	上用賀 6-14-1	東急バス「上用賀六丁目」歩1分	3428-8391	3428-8397
		玉堤	かわせみ学級	玉堤 2-11-1	大井町線「等々力」歩15分、東急バス「玉堤小学校」歩5分	3701-1536	3701-1511
		烏山	つくし学級	給田 1-2-1	京王線「仙川」歩10分、「千歳烏山」歩15分	3300-6158	3300-6449
		塚戸	みのり学級	千歳台 6-7-1	小田急バス「塚戸小学校前」、「千歳中学校前」歩5分	3300-5166	3300-3021
		祖師谷	ぽぷら学級	祖師谷 3-49-1	小田急線「祖師ヶ谷大蔵」、「成城学園前」歩12分	3482-2467	3482-9440
		明正	ひまわり学級	成城 3-3-1	小田急線「成城学園前」歩8分	3415-5591	3415-5594
		芦花	ひかり学級	粕谷 2-22-1	京王線「芦花公園」歩8分	3303-3301	3303-3309
		下北沢	くるみ学級	大原 1-4-6	小田急線、井の頭線「下北沢」歩7分、京王線「笹塚」歩13分	3468-0291	3460-6731
	肢体不自由	松沢	きはだ学級	赤堤 4-44-22	京王線、世田谷線「下高井戸」歩1分	3323-0441	3323-1230
		奥沢	つくし学級	奥沢 3-1-1	目黒線「奥沢」歩6分、東横線「田園調布」歩10分	3727-3535	3727-4448
	自閉症・情緒障害	多聞	ひだまり学級	三宿 2-26-11	井の頭線「池ノ上」歩12分、小田急線「下北沢」歩15分、東急・小田急バス「淡島」歩4分	3413-2026	6805-3480
		旭	こもれび学級	野沢 1-4-3	東急バス、小田急バス「野沢銀座」歩3分、「上馬」歩10分	3424-1337	6450-7723
		池之上	にじいろ学級	代沢 2-42-15	小田急線「池ノ上」歩2分	3411-8314	6416-8415
		玉川	まつかぜ学級	中町 2-29-1	大井町線「上野毛」「尾山台」歩8分	3703-1601	3703-1615
		京西	ふたば学級	用賀 4-27-4	田園都市線「用賀」歩4分	3700-1218	3700-2033
		烏山	せせらぎ学級	給田 1-2-1	京王線「仙川」歩10分、「千歳烏山」歩15分	3300-6158	6279-6033
		船橋	おおぞら学級	船橋 4-41-1	小田急線「千歳船橋」歩10分	3482-2367	6411-5700
通級指導学級	弱視	笹原	目の教室	桜丘 5-19-1	小田急線「千歳船橋」歩3分、東急バス「笹原小学校」小田急・京王バス「千歳船橋駅」歩1分	3428-8383	3428-9254
	難聴	駒沢	きこえの教室	駒沢 2-10-6	田園都市線「駒沢大学」歩7分、東急バス「駒沢」歩5分	3424-0855	3424-0857
		烏山北	きこえの教室	北烏山 6-3-1	京王線「千歳烏山」歩7分	3300-5764	3309-3420
	言語障害	駒沢	ことばの教室	駒沢 2-10-6	田園都市線「駒沢大学」歩7分、東急バス「駒沢」歩5分	3424-0855	3424-0857
		九品仏	ことばの教室	奥沢 8-12-1	大井町線「九品仏」歩5分	3703-0458	3703-0612
		砧	ことばの教室	喜多見 6-9-1	小田急バス、東急バス「東京都市大付属小学校前」歩3分	3417-4477	3417-4822
		烏山北	ことばの教室	北烏山 6-3-1	京王線「千歳烏山」歩7分	3300-5764	3309-3420

●中学校

学級種別		学校名	学級名	所在地	最寄駅・バス停	学校代表電話	学級専用電話
特別支援学級（固定）	知的障害	松沢	ときわ学級	桜上水 4-5-2	京王線「桜上水」歩5分、世田谷線「下高井戸」歩7分	3303-7381	3303-9780
		北沢	おおぐま学級	北沢 5-12-3	井の頭線「下北沢」歩15分、京王線「笹塚」歩7分	3468-2501	5738-7036
		弦巻	I 組	弦巻 1-42-22	世田谷線「上町」歩12分、東急バス「弦巻中学前」歩1分	3428-8381	3428-8183
		八幡	C 組	等々力 6-4-1	大井町線「九品仏」歩8分	3701-2161	3701-2163
		尾山台	K 組	尾山台 3-27-23	大井町線「尾山台」歩4分	3701-1171	3701-1178
		砧	I 組	成城 1-10-1	小田急線「成城学園前」歩10分 東急バス、小田急バス「東京都市大付属中高前」歩2分	3417-2367	3415-2792
		芦花	I 組	粕谷 2-22-2	京王線「芦花公園」歩8分	3302-2571	3302-2573
		上祖師谷	I 組	上祖師谷7-10-1	京王線「仙川」歩15分 小田急バス「若葉町」歩10分	3308-9683	3308-9633
		世田谷	双葉学級	梅丘 3-8-1	小田急線「梅ヶ丘」歩10分、世田谷線「若林」歩10分 東急バス「世田谷区民会館」歩7分、「若林折返所」歩10分	3420-7173	3420-0620
	肢体不自由	東深沢	I 組	深沢 4-18-28	田園都市線「駒沢大学」、大井町線「等々力」、東横線「自由が丘」、各駅より東急バス「東深沢中学校」「深沢坂上」「深沢坂下」「深沢不動前」歩2～5分	3703-0151	3703-0155
	自閉症・情緒障害	喜多見	E 組	喜多見 4-20-1	成城学園駅南口より小田急バス・東急バス「二子玉川駅」行き「次大夫堀公園前」徒歩13分、二子玉川駅より小田急バス・東急バス「成城学園駅」行き「次大夫堀公園前」徒歩13分	3417-4971	6411-1212
		世田谷	I 組	梅丘 3-8-1	小田急線「梅ヶ丘」歩10分、世田谷線「若林」歩10分 東急バス「世田谷区民会館」歩7分、「若林折返所」歩10分	3420-7173	3420-0621
		玉川	ひまわり学級	中町 4-21-1	東急バス「玉川郵便局前」歩1分	3701-7128	3701-9521
通級指導学級	難聴	駒沢	聞こえの学級	駒沢 2-39-25	田園都市線「駒沢大学」歩9分、世田谷線「松陰神社前」歩10分 東急バス「駒沢中学校」歩1分、「向天神橋」歩5分	3422-7401	3422-7580

●小学校　特別支援教室（すまいるルーム）巡回グループ

番号	拠点校	巡回校
1	若林	山崎・代田
2	太子堂	旭・三軒茶屋
3	桜	松丘
4	多聞	三宿・池尻
5	松沢	経堂
6	中里	駒繋・中丸
7	松原	下北沢
8	上北沢	武蔵丘
9	池之上	代沢
10	赤堤	世田谷
11	笹原	用賀
12	城山	弦巻
13	深沢	駒沢・桜町
14	玉川	二子玉川・中町
15	京西	瀬田
16	八幡	東深沢・九品仏
17	尾山台	等々力・玉堤
18	東玉川	奥沢
19	烏山	千歳
20	明正	砧
21	芦花	八幡山
22	船橋	（なし）
23	給田	烏山北
24	山野	祖師谷
25	喜多見	砧南
26	希望丘	桜丘
27	千歳台	塚戸

●中学校　特別支援教室（すまいるルーム）巡回グループ

番号	拠点校	巡回校
1	桜丘	弦巻・用賀・砧
2	駒沢	太子堂・駒留・富士・三宿
3	緑丘	松沢・芦花
4	桜木	北沢・梅丘・世田谷
5	深沢	東深沢・砧南・喜多見
6	尾山台	奥沢・八幡・玉川・瀬田
7	船橋希望	烏山・千歳・上祖師谷

8．通級指導学級（難聴学級、言語障害学級）の通級区域

現在、小学校の難聴学級（きこえの教室）と言語障害学級（ことばの教室）については、お子さんの在籍している学校によって通級先の学校を指定しています。下記の表でご確認ください。

小学校　難聴（きこえの教室）・言語障害（ことばの教室）通級指導学級の通級区域

きこえの教室	駒沢小学校						烏山北小学校	
ことばの教室	駒沢小学校		九品仏小学校		砧小学校		烏山北小学校	
在籍校	若林小	三宿小	玉川小	二子玉川小	桜小	祖師谷小	松沢小	上北沢小
	太子堂小	代沢小	八幡小	奥沢小	桜丘小	明正小	経堂小	代田小
	多聞小	世田谷小	尾山台小	東深沢小	用賀小	千歳小	笹原小	烏山小
	駒沢小	旭小	東玉川小	九品仏小	砧小		塚戸小	烏山北小
	中里小	駒繋小	瀬田小	等々力小	砧南小		八幡山小	芦花小
	池之上小	弦巻小	中町小	玉堤小	山野小		船橋小	給田小
	山崎小	中丸小			喜多見小		武蔵丘小	希望丘小
	三軒茶屋小	赤堤小					千歳台小	下北沢小
	松丘小	池尻小					松原小	
	城山小	深沢小						
	京西小	桜町小						

※小学校の弱視学級は、笹原小学校が全校の通学区域となります。
※中学校の難聴学級は、駒沢中学校が全校の通学区域となります。
※中学校には、弱視学級及び言語障害学級は設置されていません。

9．世田谷区内と周辺地域の都立特別支援学校

世田谷区内と周辺地域の都立特別支援学校をご紹介しています。

東京都立の特別支援学校は、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、知的障害特別支援学校、病弱特別支援学校が設置されています。

特別支援学校では、専門の教員がお子さんの障害特性に応じた指導を行っています。

都立特別支援学校への就学を希望される方は、世田谷区教育委員会での相談の後、東京都教育委員会での相談が必要です。

（令和７年４月１日現在）

	種別	学校名	設置学部	所在地（最寄駅）	電話
都立	視覚障害	久我山青光学園	幼 小 中	世田谷区北烏山4-37-1（京王井の頭線「久我山」歩7分）	03-3300-6235
	聴覚障害	中央ろう学校	中 高	杉並区下高井戸2-22-10（京王線「下高井戸」歩5分）	03-5301-3031
		大塚ろう学校永福分教室	幼 小	杉並区永福1-7-28（京王線「明大前」「下高井戸」歩8分）	03-3323-8376
		葛飾ろう学校	幼 小 中 高	葛飾区西亀有2-58-1（東京メトロ千代田線「綾瀬」歩7分）	03-3606-0121
		立川ろう学校	幼 小 中 高	立川市栄町1-15-7（JR中央線「国立」→バス「立川ろう学校」歩3分）	042-523-1358
	肢体不自由	光明学園	小 中 高	世田谷区松原6-38-27（小田急線「梅ヶ丘」歩3分）	03-3323-8421
	知的障害	久我山青光学園	小 中	世田谷区北烏山4-37-1（京王井の頭線「久我山」歩7分）	03-3300-6235
		青鳥特別支援学校	高	世田谷区下馬2-38-23（東急田園都市線「三軒茶屋」歩7分）	03-3424-2525
		矢口特別支援学校	小 中	大田区矢口1-26-10（東急多摩川線「武蔵新田」歩5分）	03-3759-6715
		田園調布特別支援学校	高	大田区田園調布5-43-6（東急目黒線「田園調布」歩20分）	03-3721-6861
	病弱	光明学園	小 中 高	世田谷区松原6-38-27（小田急線「梅ヶ丘」歩3分）	03-3323-8421
		光明学園そよ風分教室	小 中 高	世田谷区大蔵2-10-1（小田急線「祖師ヶ谷大蔵」歩15分）	03-5494-1238

（注）久我山青光学園は、視覚障害及び知的障害の併設校です。光明学園は肢体不自由及び病弱の併設校です。

（注）肢体不自由、知的障害特別支援学校には通学区域が設定されています。

※　原則として都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒は、地域の区立小・中学校に副次的な籍を持つ事になります。【副籍制度】

10. 特別支援学級等マップ

（令和７年４月１日現在）

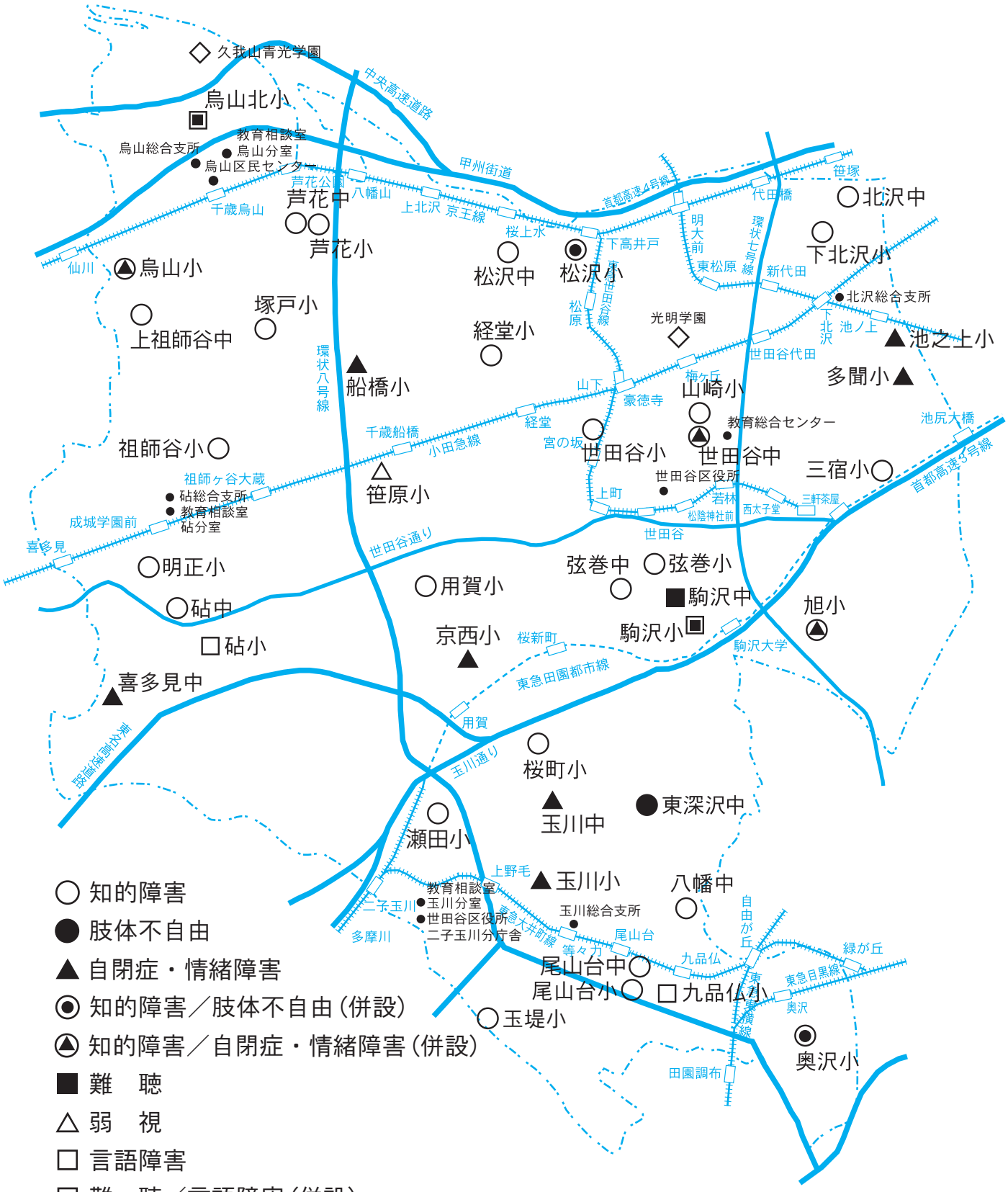

- ○ 知的障害
- ● 肢体不自由
- ▲ 自閉症・情緒障害
- ◉ 知的障害／肢体不自由（併設）
- ◬ 知的障害／自閉症・情緒障害（併設）
- ■ 難　聴
- △ 弱　視
- □ 言語障害
- ▣ 難　聴／言語障害（併設）
- ◇ 都立特別支援学校

11. 教育総合センター案内図

世田谷区教育委員会
支援教育課
支援教育担当

〒154－0023
世田谷区若林5－38－1 教育総合センター1階

電話 6453-1514
FAX 6453-1534

教育相談室来室相談

電話 03-6453-1524

※来室相談は予約制です。

交　通		
●世田谷線	若林駅	徒歩9分
●小田急線	梅ヶ丘駅	徒歩12分
●バス	「若林」(渋52)	徒歩5分

12. 教育相談室（分室）案内図

砧分室

教育相談室
砧分室
☎ 3483－3404
FAX 3483－3407

〒157－0066
世田谷区成城６－３－10
成城６丁目事務所棟(受付2階)

交通
小田急線成城学園前駅（北口）
徒歩３分

玉川分室

教育相談室
玉川分室
☎ 3709－2403
FAX 3707－7040

〒158－0094
世田谷区玉川２－１－15
(受付2階)

交通
田園都市線・大井町線
二子玉川駅　徒歩５分

烏山分室

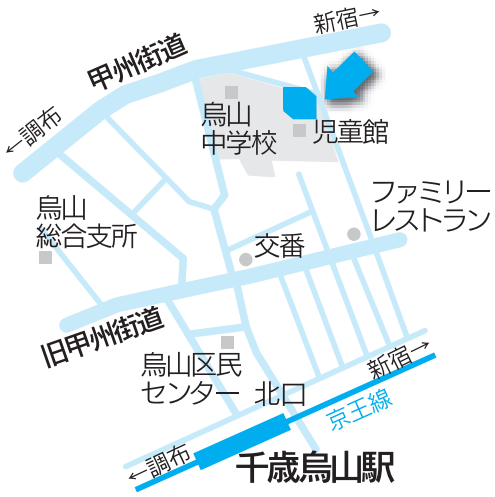

教育相談室
烏山分室
☎ 3305－2022
FAX 3305－2133

〒157－0062
世田谷区南烏山４－26－２
烏山中学校東隣

交通
京王線千歳烏山駅（北口）
徒歩７分

学校生活の様子

グループ学習

小・中学校に準ずる教科の学習のほか、自立活動等さまざまな体験活動も実施しています。教科や内容によっては、学年や習熟度別にグループを分け、より少人数で学んでいます。

交流及び共同学習

通常の学級の児童・生徒と、学校行事や休み時間などで共に活動したり、お子さんの個々の様子に応じて一部の教科を共に学んでいます。

連合行事

特別支援学級間での球技大会、移動教室の連合行事などを通して、学年間や学校間での交流を深めています。

学習の支援体制

児童・生徒の学びを支えるため、教員をはじめ、特別支援学級支援員や学校生活サポーターが支援を行います。

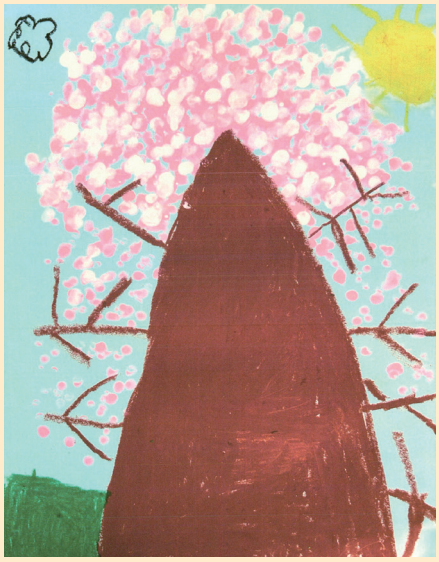

ふれあいの教育

― 一人ひとりの学びや育ちのために ―

発行年月　令和７年６月

発　　行　世田谷区教育委員会
支援教育課

〒154-0023　世田谷区若林 5-38-1
電話 03－6453－1514
FAX 03－6453－1534